

2026年11月1日からの託送料金見直しについて 電気料金への反映を予定しております

2026年11月1日に、当社が電気を供給するエリアのうち、以下のエリアの一般送配電事業者が定める託送料金の見直しが予定^(注1)されています。これに伴い、当社は当該エリアのお客さまを対象に、11月計量日以降のご使用分より、託送料金の見直しの電気料金への反映を予定しております。^(注2)^(注3)

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社
- ・四国電力送配電株式会社

また、今回の託送料金の見直しにあわせて、当社が電気を供給する全てのエリアのお客さまについて、当社の「需給契約条件〔高圧・特別高圧〕」（以下、契約条件といいます）の見直しを予定^(注4)しております。

なお、変更後の電気料金単価および契約条件の見直し内容につきましては、各一般送配電事業者の託送料金の見直し内容を踏まえ、当社ホームページ等にて9月を目途にお知らせいたします。

（注1）各一般送配電事業者が、物価や金利の上昇に伴う費用及び事業者の裁量によらない外生的な費用の変動などを反映するため、国に「収入の見直し」の見直しを申請しています。詳細につきましては、各一般送配電事業者のホームページをご覧ください。

（注2）当社の電気料金には、当社が一般送配電事業者の送配電設備を通じてお客さまに電気をお送りする際に発生する、送配電ネットワーク利用料金（託送料金）が含まれています。

（注3）＜計量日が1日の「特別高圧契約」及び「高圧契約（契約電力500kW以上）」＞
2026年11月分電気料金から反映
＜「低圧契約」及び「上記以外の高圧契約、特別高圧契約」＞
2026年12月分電気料金から反映

（注4）需給契約条件〔高圧・特別高圧〕
・基本料金単価を「基本単価」と「託送料金単価（基本料金）」の合算値とする見直し
・電力量料金単価を「電力量単価」と「託送料金単価（電力量料金）」の合算値とする見直し

以 上